

**令和 8 年度 川根本町ふるさと納税推進業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 概要

(1) 目的

本募集は、川根本町ふるさと納税の寄付を拡大するため、業務の円滑かつ効果的な推進に向けて外部の知見や専門的ノウハウを持つ契約予定者を選定することを目的とする。

(2) 業務名

令和 8 年度 川根本町ふるさと納税推進業務委託

(3) 契約者

川根本町長

(4) 業務内容

別添業務委託仕様書のとおりとするが、契約予定者を選定した後に、町と契約予定者の間で協議し、業務委託仕様書の内容を確定させることとする。

(5) 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日(水)まで

(6) 委託料等

寄附金額に対する事務経費割合の上限を踏まえ、寄附金額の 5 %以内（消費税、地方消費税別）

想定寄付額令和 7 年度 31,000 千円

令和 8 年度 35,000 千円

令和 9 年度 70,000 千円

令和 10 年度以降 100,000 千円

(7) 担当課及び書類提出先等

〒428-0313 静岡県榛原郡川根本町上長尾 627 川根本町役場

川根本町経営戦略課 まちづくり推進室

(電話番号) 0547-56-2221 (FAX) 0547-56-2235

(電子メール) keiei@town.kawanehon.lg.jp

2 応募資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(3) 最近 1 年間に国税又は地方税を滞納している者でないこと。

(4) 下記に該当する者でないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」

- という。) 第2条第2号に該当する団体 (以下「暴力団」という。)
- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等 (法第2条第6号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) 又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。) である者
- ウ 法人の役員等 (法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。) が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 募集の条件

本事業は、令和8年度川根本町一般会計当初予算について、原案どおり議決されることを条件として実施するものであるため、参加希望者は、以下について十分に理解したうえで応募すること。

- (1) 令和8年度川根本町一般会計当初予算について、原案どおり議決されない場合は、本プロポーザルを中止又は延期することがある。
- (2) 令和8年度川根本町一般会計当初予算確定後、必要に応じて実施要領やスケジュールの変更を行うことがある。

4 企画提案の手続き

(1) スケジュール

ア 企画提案説明書等の公表	令和8年3月6日 (金)
イ 実施内容等に関する質問書の提出期限	令和8年3月12日 (木) 午後5時まで
ウ 質問に対する回答	令和8年3月16日 (月) まで
エ 参加表明書の提出期限	令和8年3月19日 (木) 午後5時まで
オ 企画提案説明書等の提出期限	令和8年3月26日 (木) 午後5時まで
カ 審査対象者選定の通知	令和8年3月27日 (金) まで
キ 選定審査日 (プレゼンテーション)	令和8年3月31日 (火)
ク 審査結果の通知	令和8年4月3日 (金) (予定)
ケ 契約締結	令和8年4月中旬 (予定)

(2) 参加表明書の提出

本企画提案に参加を希望する者は、別表1の提出資料を令和8年3月19日 (木) 午後5時までにメール、郵送又は持参により上記1(7)へ提出することとし、郵送の場合は、封筒等の表面に「令和8年度 川根本町ふるさと納税推進業務委託参加表明書」と朱書きで明記すること。

(3) 実施内容等に関する質問及び回答

- ア 仕様書等に関する質問は、会社名・担当者名・連絡先を明らかにした上で、任意様式により上記 1 (7) の電子メールへ令和 8 年 3 月 12 日 (木) 午後 5 時までに提出するとともに、併せてその旨を電話で連絡すること。
- イ 上記アの書面には、担当窓口の部署、担当者名、電話及び電子メールアドレス等の情報を併記すること。
- ウ 質問に対する回答は、質問を受理した日から 4 日以内に質問者に対して電子メールにより行うほか、上記 1 (7) での閲覧、川根本町ホームページ (<https://www.town.kawanehon.shizuoka.jp/soshiki/keiei/machizukurisuishin/16261.html>) に掲載する。
- エ 期限を過ぎた後に提出された仕様書等に関する質問については回答しない。

(4) 企画提案説明書等の提出

- ア 別表 2 の提出資料を令和 8 年 3 月 26 日 (木) 午後 5 時までに上記 1 (7) 提出先へ電子メールにて提出するとともに、併せてその旨を電話で連絡すること。
- イ 本実施要領において記載された事項以外の内容を含む企画提案説明書等については、その部分を無効とする。
- ウ 書類の作成に用いる言語は、日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとし、文字サイズは原則 11 ポイント以上とする。
- エ 提出書類について、この書面及び企画提案説明書、別添の書式に示された条件に適合しない場合や、記載漏れ、不整合等がある場合は、企画提案説明書等を無効とすることがある。

(5) 企画提案のプレゼンテーション

審査対象者に選定された者に対しては、企画提案のプレゼンテーションを次のとおり実施する。

- ア 予定日時 令和 8 年 3 月 31 日 (火) の町が指定した時間
- イ 実施会場 川根本町役場 3 階大会議室 (川根本町上長尾 627 番地)
 - ※ 1 説明者は 3 名以内とする。
 - ※ 2 提案者は他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ウ 実施時間 45 分以内とする。(目安：説明 30 分、質疑応答 15 分)。

5 審査について

川根本町ふるさと納税推進業務委託公募型プロポーザル評価委員会 (以下「評価委員会」という。) により、評価基準 (別表 3) を用いて提出書類及びプレゼンテーションの審査を行い、最も得点が高かった者を契約予定者とする。

なお、2 者が同じ点数となった場合は、見積金額 (寄附金額に乗ずる係数) が低い者を契約予定者とする。

6 審査結果の通知

審査結果及び契約予定者については、令和 8 年 4 月 3 日 (金) までに電子メールにて通知するとともに、川根本町の公式ホームページに掲載する。

なお、審査結果に関する質問は一切受け付けない。

7 契約に係る事項

(1) 事前協議

町は契約予定者と業務履行に必要な協議を行い（令和8年4月上旬を予定）、協議が整った場合は当該契約予定者から見積書を徴取し、随意契約による業務委託契約を締結する。

なお、契約に当たっては、企画提案内容（参考見積書を含む）をもって契約するとは限らない。また、契約予定者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は契約予定者が上記2応募資格を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点契約予定者と協議を行う。

(2) 契約書の作成

契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。

(3) 契約保証金

免除する。

8 その他

(1) 企画提案は、1者につき1案とする。

(2) 企画提案説明書等の作成、提出及びプレゼンテーションの参加等にかかる全ての費用は、提案者の負担とする。

(3) 企画提案説明書等に虚偽の記載をした場合には、企画提案を無効とする。

(4) 提出された企画提案説明書等は返却しない。また、提出された企画提案説明書等は、契約予定者の特定以外に提案者に無断で使用しない。なお、特定された企画提案説明書等を公開する場合には、事前に提案者の同意を得るものとする。

(5) 企画提案説明書等提出後において、記載された内容の変更を認めない。また、企画提案説明書等に記載した配置予定の担当者は原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の担当者とし、町の了解を得なければならない。

別表1 参加表明に関する提出資料

提出資料	部数	内容に関する留意事項
参加表明書 (様式1)	1部	・代表者名を記名のうえで提出すること。(押印不要)
会社等概要書 (様式2)	1部	・会社概要が分かるパンフレット等を添付すること。

別表2 企画提案書等に関する提出資料

提出資料	部数	内容に関する留意事項
企画提案説明書 (様式任意)	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案説明書には、業務目的を理解したうえで、以下について記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 実施体制 イ 実施スケジュール ウ 別紙業務委託仕様書に記載の業務内容に関する具体的な手法等 エ 目的達成のために効果的と独自に考える企画(自由提案) ※エは必須とせず、提案上限額の範囲内で実施できるものがあつた場合のみ記載すること。 ・資料はA4版(横)とすること。 ・他企業と連携して本企画提案に参加する場合には、各企業の役割分担を明示すること。
業務の実施者 (様式3)	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を実施する者全てについて、関連業務実績と担当する役割を記載すること。
類似業務実績 (様式4)	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・国又は地方公共団体から受注したふるさと納税に関する業務委託のうち、以下2点を満たすものを記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> (1)本業務の内容に類する又は業務内容の一部に本業務の内容を含むもの (2)令和2年4月1日から参加表明書提出日までに完了しているもの ※5件を上限とする。
見積書 (様式5)	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書は、業務内容及び企画提案説明書に記載した内容を踏まえて算出する。

別表3 評価基準

評価項目		配点 (点)
1	業務実施体制及びスケジュール、業務実績	20
	(1) 業務を確実にかつ迅速に遂行するための体制が確保されているか。	10
	(2) 業務実施スケジュールの妥当性が高く、その内容が優れているか。	5
	(3) 本業務を効果的に実施するための十分な実績やノウハウを有しているか。	5
2	現状把握、分析	20
	(1) 町の現状を把握できているか。現状から課題を抽出・明確化するなど、企画提案に必要な分析が適切にされているか。	20
3	企画提案	55
	(1) 仕様書に記載の業務内容に係る提案について	
	ア 別紙仕様書に記載されている業務内容について、不足なく提案されているか。	10
	イ 課題の解決及び寄附額の増加のために有効と見込まれる提案となっているか。	30
	(2) 自由提案について	
	仕様書に示された事項以外に寄附額の増加のために有効な自由提案が含まれているか。	15
4	経費	5
	(1) 提案価格が提案上限額の範囲内であり、企画提案内容に見合った適切な金額となっているか。	5
合 計		100